

関西サービックと要員需給について 団体交渉を開催！

2022年11月17日、関西地本は、新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックと団体交渉を開催しました。

団交委員は、新幹線関西地方本部から柳楽副委員長（鳥飼事業所）、前田稔副委員長（新大阪第二事業所）、西三喜夫教宣部長（京都事業所）、三田憲一関西地区分会長（新大阪第二事業所）。サービックからは、山崎繁光事業部担当部長、下田陽一事業部担当部長、馬場隼輔人事部担当部長、八木智之人事勤労課係長でした。

「発」第1号 新大阪第二事業所における営業三科開設に関する緊急 申し入れ（2022年8月1日申入）

新大阪第二事業所において、8月1日に営業三科が新たに開設される。

しかし、8月1日を目前とした現時点においても、営業三科を開設するに至った理由や業務内容などについて一切公表はされていない。

よって、下記のとおり緊急に申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

1. 営業三科を開設するに至った理由を明らかにすること。

【サービック回答】

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、東海道新幹線をご利用されるお客様などが安全かつ快適にご旅行して頂けるよう、旅客サービスサポート業務として新大阪駅構内における旅客設備などの拭き業務や旅客案内業務を担う業務をJR会社から受託したことに伴ない、営業3グループを新設したものである。

2. 営業三科の業務内容、要員、勤務内容（始終業時刻・休憩時間）などの詳細を明らかにすること。

【サービック回答】

営業3グループの業務内容は、新大阪駅における旅客設備などの拭き業務や駅構内における旅客案内業務などであり、当面は、管理者1名、一般社員2名での対応を基本とするが、状況により体制を見直しすることもありうる。また、作業ダイヤについて、現時点いづれの担務も始終業時刻は9時から17時45分（休憩1時間）である。

3. 営業三科の要員の選択基準を明らかにすること。

【サービック回答】

本人の能力や適性などを総合的に勘案している。

4. 今後、営業三科と営業二科ならびに遺失との間で要員の配置換えが発生するのか明らかにすること。

【サービック回答】

必要により配置替えを行うことはありうる。

5. 営業三科としての今後のあり方を明らかにすること。

【サービック回答】

世の中のコロナウイルス感染拡大の状況や社会動向などを鑑み業務を指定していく。

以上

「発」第 2 号 新大阪第一事業所の社員に対する「訓告」に関する緊急申し入れ（2022年9月9日申入）

9月2日、新大阪第一事業所の社員に対して、業務指示違反（超勤拒否）による「訓告」が出された。

8月5日、社員が超勤（残業）を拒否したことに対して、「業務指示違反（超勤拒否）を発生させたことは、社員として不都合な行為である」として、「訓告」を出している。

しかし、社員は8月5日の超勤（残業）が出来ない旨を管理者に申し出ており、「訓告」の事由としている業務指示違反（超勤拒否）を発生させていない。

したがって、社員に対する「訓告」は、正当かつ適切に出されたものではない。

よって、下記のとおり緊急に申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

1. 社員に対して、「訓告」を出した経緯と根拠を明らかにすること。

【サービック回答】

社員の処分に関わる内容について、この場で明らかにするつもりはない。

2. 社員が8月5日の超勤（残業）が出来ない旨を申し出ているが、社員が申し出た内容を明らかにすること。また、社員による超勤（残業）が出来ない旨の申し出に対して、誰がどのように対処したのか明らかにすること。

【サービック回答】

社員の処分に関わる内容について、この場で明らかにするつもりはない。

3. 新大阪第一事業所における超勤（残業）を拒むことが出来る正当な理由とはどのようなものか明らかにすること。また、誰がどのように正当な理由と判断するのか明らかにすること。

【サービック回答】

超勤（残業）を拒むことができる正当な理由は、社会通念上やむを得ない事由である。また、その判断については会社が判断してる。

4. 社員が超勤（残業）が出来ない旨を申し出ているにも関わらず、業務指示違反（超勤拒否）として出した「訓告」を撤回し、本人（出向社員）に謝罪すること。

【サービック回答】

そのような考えはない。

「発」第 3 号 京都事業所営業科における要員に関する緊急申し入れ (2022年9月9日申入)

京都事業所営業科において、退職や病気（産休も含む）などにより要員不足になっている。早急に要員を確保しなければ、11月のいわゆる「もみじ輸送」に対処することができない状況になる。

よって、下記のとおり緊急に申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

1. 京都事業所営業科における要員状況について明らかにすること。

【サービック回答】

必要な要員は、会社として責任を持って適切に配置しており、詳細を明らかにする考えはない。

2. 京都事業所営業科における要員確保の取り組みを明らかにすること。

【サービック回答】

必要な要員は、会社が責任を持って確保している。

3. 京都事業所営業科における十分な要員を早急に確保すること。

【サービック回答】

必要な要員は、会社が責任を持って確保している。

「発」第 4 号 「発」第 1 号（新大阪第二事業所における営業三科開設に関する緊急申し入れ）の追加申し入れ（2022年9月9日申入）

8月1日、新大阪第二事業所における営業三科開設に関して、「発」第1号（新大阪第二事業所における営業三科開設に関する緊急申し入れ）を申し入れている。しかし、「発」第1号に基づく団体交渉はまだ開催されていない。

営業三科は、8月1日から業務が開始されており、職場環境も含めて様々な問題が発生している。

よって、下記のとおり追加の申し入れを行うので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

1. 営業三科の詰所のエアコンが古く効きが悪いので新型に交換すること。

【サービック回答】

そのような考えはない。

2. 営業三科の業務である「除菌作業」は、営業服ではなく駅掃スタッフと同じ服とすること。また、ウォーキングシューズを支給すること。

【サービック回答】

そのような考えはない。

3. 営業三科の業務（除菌作業）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためである。新型コロナウイルス感染が収束したときの営業三科の業務（除菌作業）はどうなるのか明らかにすること。

【サービック回答】

仮定の質問にはお答えしかねる。世の中の新型コロナウイルス感染拡大の状況や社会動向などを鑑み業務を指定していく。

4. 9月5日、中宇地マネージャーが前田出向社員に対して「年休発給については委託との関係があるので、すべて年休が出るとは限らない。3人全員が休まれたら時季変更権となる」と言っている。中宇地マネージャー「年休発給については委託との関係がある」とはどういうことか明らかにすること。

【サービック回答】

社員間の個別のやり取りについては把握していないが、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障があると判断した場合は、他の時季に変更するものとしている。

5. 営業三科の基準人員を明らかにすること。

【サービック回答】

そのような考えはない。

6. サービックの就業規則を希望する社員に対して配布すること。

【サービック回答】

そのような考えはない。

【主なやり取り】

● 京都事業所営業科の要員について

組合：11月は何処でもお客様が多い、特に多いのが京都のもみじ輸送だ。

外国人も増えている。京都（事業所）の基準人員は何人で、人員は足りているのか。

会社：足りてる。

組合：足りてるのか、基準人員の計算方法はどうか。

会社：そこはこっちで計算している。足りていないというのはどういうことか。

組合：午前中の案内業務は介助から一人が来て二人。波動の担務（遺失の移管業務）が居れば良いが、居なければ案内の一人が移管業務を行う。その移管業務が退出の17時半に終わらず18時半までかかり超勤になる。波動の担務が入らない時は、お客様を待たせ適正な案内業務が出来ない。その為に要員増が必要だ。波動ではなく担務で必要という事はプロパーや出向社員も要望している。

会社：あくまで波動という業務でお客様の多いときにある。

組合：移管は決まった業務で、忘れ物を警察に持って行く。火曜日に移管準備、水曜日が移管、木曜日に移管準備、金曜日に警察に移管する。定例の業務を行うのに波動の担務である。他の誰かが休むと波動を削って休んだ担務に入ると移管業務や案内が疎かになる。だから要員が足りないということだ。

会社：波動を入れて波動ばかりにすると経営が成り立たないし火水木金に入れている。

組合：もみじ輸送で多いと言うけど普段でも金土日は多い、コロナ以前にほぼ戻ってきている。要員が足りなくて超過勤務でやっている。波動を全部担務で入れれば超勤対応とはならない。

会社：基準人員に対して足りないということか。

組合：基準人員を明らかにされていない、足りているか足りていないのか判断出来ない。

会社：内勤を使うとかしないのか。

組合：所長は駅掃除を担務で使ったらよいと言っている。

会社：お客様を待たせることは、基本的には良いことではない。

組合：案内は内勤に頼めない、午前中は一人で対応する時間がある。
駅掃除から経験ある社員に来てもらう事は異常な事態だ。

会社：ずっとそのようだと問題だが、もみじ輸送は一時的なもので別のパートからサポートに来てもらうのもあると思う。

組合：回答の（要員）詳細は明らかにする考えはないとあるが労使関係はあるのか。

会社：会社は責任を持ってやっている。

組合：責任があるなら要員の計算方法はこうですと言えばよい。

会社：言っても議論が変わるわけでもない。

組合：変わる。会社が基準人員を明らかにしないのは信用できない。そもそも、労使関係は成り立っていない。

会社：精一杯やっている。

● 新大阪第二事業所・営業三科の要員について

組合：営業三科の除菌業務の意味があるのか。

会社：除菌だけではなくお客様への案内業務もある。

組合：どれだけ案内をしているのか、案内はたまにお客様から聞かれるぐらいで、異常時には駅構内から撤退して詰め所で待機をしている。列車の発車番線などの資料も持ち合わせていない。

会社：資料なども持ってないと聞いている。

組合：駅掃除の社員から「除菌した後にクロス（雑巾）で拭いている除菌の意味があるのですか」と言われた。クロス（雑巾）で拭いた後に除菌したら良いが、除菌の後にクロス（雑巾）で拭いたら除菌効果があるとは思えない。小学生でもわかる。

会社：クロス（雑巾）で拭いた後に除菌をしても除菌の後にクロス（雑巾）で拭いても効果は同じだ。

組合：同じならやる必要はない。

組合：新大阪第二事業所営業二科では超勤（残業）、休日出勤で対応している。要員は三人足りないと考えている。早急に要員不足を解消すること。

会社：足りていると思う。

組合：何を言っているのか、全く職場をわかっていない。一度、忙しい職場を見に来い。早急に要員が必要だ。三科を早く解散して経験者の社員を戻せ。他の二人も元の運輸所の職場に戻せばよい。

会社：意見として聞いておく。

**全国旅行支援やもみじ輸送で今以上の多客が見込まれる！
更なる要員不足が考えられ、サービック会社に真摯な対応を
求める！！**